

山梨県歯科医師連盟のしおり

加入のご案内



入会のお願い

現在、歯科医療は大きな転換期を迎えています。

特に口腔内における歯科疾患の中で乳幼児から高齢者までのむし歯による治療は激減しています。更に、世界に類をみない速度で高齢化が進み、健康寿命を限りなく平均寿命に近づけるため、医療、介護に係わる他職種間の連携を図りつつ、在宅歯科医療を推進し、高齢者の社会的自立の確保のため、様々な施策を講じています。

これらを遂行していくために政治力は不可欠です。我々歯科医師が歯科医療を実施するためには、様々な制度、経済的制約をうけます。我々が制度に近づくのではなく、制度を我々の考える歯科医療に近づける事であり、いうまでもなくその制度とは、政治の産物にほかありません。そこに我々が政治団体として、山梨県歯科医師連盟、日本歯科医師連盟を必要とする意義があるのではないのでしょうか。

安心、安全で良質な歯科医療の提供のため税制及び診療報酬など歯科界を取り巻く環境を整備し経営の安定維持のため政治力が必要です。我々は、我々の先達が努力して築き上げたものを継承し、発展させる義務があります。

連盟と歯科医師会(本会)は「車の両輪」であり片方が欠けても成り立ちません。今、我々に必要な事は、異なる様々な意見を内部で公正に堂々と戦わせながら、未来に向け信ずる方向を選択することではないのでしょうか。それが真の政治力であります。この難局を、歯科医療の最前線に立つ我々歯科医師全員の力で乗り切り国民のための歯科医療の確立の為、共に歩いていただけることを切に希望し、入会再入会をお願い申し上げます。

歯科医師連盟のご案内

歯科医師連盟は、私たち歯科医師会の会員で組織されています。連盟において会員が相互に協力し、力を結集することによって、政治活動を通して歯科医師会の事業達成を支えるものであります。歯科医師の業績と安定した診療環境を確保するために多くの会員の方々から参加していただき、政治力をより強固なものにしなければなりません。

連盟と歯科医師会(本会)は、『車の両輪』として働き、例えていうなれば「連盟が種を蒔き、果実は本会が採る」という関係にあります。より多くの種を蒔き、実りを分かち合うため、皆様から歯科医師連盟の重要な活動意義をご理解いただき、ご入会とご協力をいただきますようご案内いたします。

歯科医師連盟の目的とは？

一般社団法人である山梨県歯科医師会の事業に対応した政治活動を展開しています。連盟は歯科医師会と密接に関わることで、歯科医師会に話しえない、地域単位の独自の事業の推進を展開しています。

- 1 医療保険制度及び医療提供体制の確立
- 2 会員の歯科医業経営の安定
- 3 歯科医療の整備充実
- 4 国民歯科医療の向上

「医療は政治なり」

医療に従事するものは
政治と大きな関わりを持っており、
医療による政治への介入によって専門家として
国民の健康を確保するための交渉力を
持たなければならない。

山梨県歯科医師連盟の活動

県歯連盟は日歯連盟の活動と連携しつつ県歯とも連携を密にし、県民の歯科保健の向上と経営基盤の安定を図るために次の事業を行う。

1. 医政対策

- (1) 本会事業に対する支援と協働

2. 選挙対策

- (1) 国政選挙に対する対応（新選挙区の対応）
- (2) その他選挙への対応

3. 税制対策

- (1) 租税措置法の存続対策
- (2) その他諸税に対する対応

4. 関連する諸事業の推進

- (1) 会員入会（新入会員、再入会）の促進
- (2) 県歯連盟の活動内容と存在意義をつたえる小冊子の作成
- (3) 県歯連盟支部との連携強化
- (4) 歯科保健条例制定に向け県、県歯との連携強化
- (5) 与党国会議員、新国会議員との意見交換（デンタルミーティング等）
- (6) 県議会議員との意見交換
- (7) 連盟ニュース、ホームページの充実
- (8) 連盟役員研修、相互の連携をはかる
- (9) 県民の歯科保健の向上対策
- (10) その他必要な事業

日本歯科医師連盟規約

前文

日本歯科医師連盟は、本連盟および本連盟会員の政治活動に対し新たな規範と倫理を示すため、従来の本連盟規約・諸規則を根本的に改正し、ここに新規約・諸規則を制定する。

政治とは、様々に対立する利害を調整しつつ、公や組織の未来を決断する行為であり、わが国の政治は、国民主権の基に議会制民主主義の理念と方法によって運営されている。その中において、政治団体とは、国民と政治とを繋ぐ中間組織として、議会制民主政治の円滑な運営を目的とするものであり、ここにその大きな責務があるといえる。

われわれは、政治団体としての日本歯科医師連盟の基盤をこのような観点に置くと同時に、わが国の歯科医療の最前線に位置し、国民の健康保持・増進に寄与せんとする日本歯科医師会会員の希求を、政治的活動によって実現することを、今回の新規約・諸規則制定の立脚点とする。

この現実には、歯科医療経営の安定化が不可欠の要因であることはいままでもないが、同時にわれわれの目的は、会員の共通利益を求めることだけでなく、広く国民のための歯科医療を目指す公益の実現にある。

日本歯科医師会の歴史は、それを実現せんとしたものであり、その活動の上においてわれわれの良き伝統は存在する。その歴史と伝統を担い、さらに未来に向けてそれを担おうとする歯科医師は、公としての歯科医療の質的向上を実現するために、政治という公的活動に積極的に参加し、政治力の強化を図らねばならない。

われわれは、われわれの行使する政治力が、公の規範及び歯科医師としての理性と倫理に基づくものであると同時に、歯科医学の論理を根底とした歯科医療政策によって、その正当性を与えられたものでなくてはならないと考える。

日本歯科医師連盟は、組織内部における倫理と論理を確立し、正当な政治力の確固たる公使が続くことをここに誓うものである。

平成 31(令和元)年度山梨県歯科医師連盟事業計画

県歯連盟は日歯連盟の活動と連携しつつ県歯とも連携を密にし、県民の歯科保健の向上と経営基盤の安定を図るために次の事業を行う。

1. 医政対策

- (1) 本会事業に対する支援と連携

2. 選挙対策

- (1) 国政選挙に対する支援と連携
- (2) その他選挙への対応

3. 税制対策

- (1) 租税措置法の存続
- (2) その他諸税に対する対応

4. 関連する諸事業の推進

- (1) 連盟活動の充実と会員増強対策
- (2) 小冊子の見直しについての検討
- (3) 県歯連盟支部との連携強化
- (4) 与党国会議員との交流促進（デンタルミーティング及び後援会への協力）
- (5) 知事後援会への協力
- (6) 県議会議員との意見交換
- (7) 連盟ニュース、ホームページの充実
- (8) 連盟役員の研修と知識の向上
- (9) 県民の歯科保健の向上対策
- (10) その他必要な事業



山梨県歯科医師連盟

山梨県甲府市大手 1-4-1 TEL055-252-6481